

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助制度

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から、自主的に合併処理浄化槽へ転換される方、既存住宅の建て替えや増築に伴い、合併処理浄化槽へ転換される方へ補助金を交付します。

1 補助の対象となる方

申請日時点で、補助対象区域内の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽が設置されている建物の所在地に住民登録されている方。

2 補助対象区域

下水道予定処理区域や下水道供用開始区域などに該当しない区域です。申請をする前に下の問い合わせ先で確認してください。

3 補助額

人槽区分	転換設置	配管	撤去
		(既存住宅の建て替えや増築は対象外)	
5人槽	360,000円	300,000円	単独処理浄化槽 120,000円
7人槽	462,000円		くみ取便槽 90,000円
10人槽 以上	585,000円		

※ 表の金額は上限です。設置又は撤去の費用が補助額を下回るときは、実際に支払った費用（千円未満切り捨て）を補助額とします。

※ 交付は予算の範囲内で先着順となります。

問い合わせ先・申請窓口

西尾市上下水道部 上下水道営業課 接続促進担当
直通電話 (0563) - 65 - 5120